

消費課税関係説明資料

目 次

総 論

1. 消費課税の概要（国税）	1
2. 国民負担率の内訳の国際比較	2
3. 国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合	3

消費税関係

1. わが国税制の現状と課題（政府税制調査会答申要約）	4
2. 消費税の中小特例制度の改正の推移	7
3. 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要	8
4. 主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況	9
5. 「総額表示方式」の諸類型	10
6. 消費税の使途	11
7. 電子商取引に係る課税の概要（消費税）	12

酒税関係

1. 酒税の課税実績（平成11年度概数）	13
2. 酒類別の課税数量の推移	14
3. 酒税の税率	15

たばこ税等関係

1. たばこ税等の税率	16
2. 主な紙巻たばこの税負担割合等	17

特定財源等関係

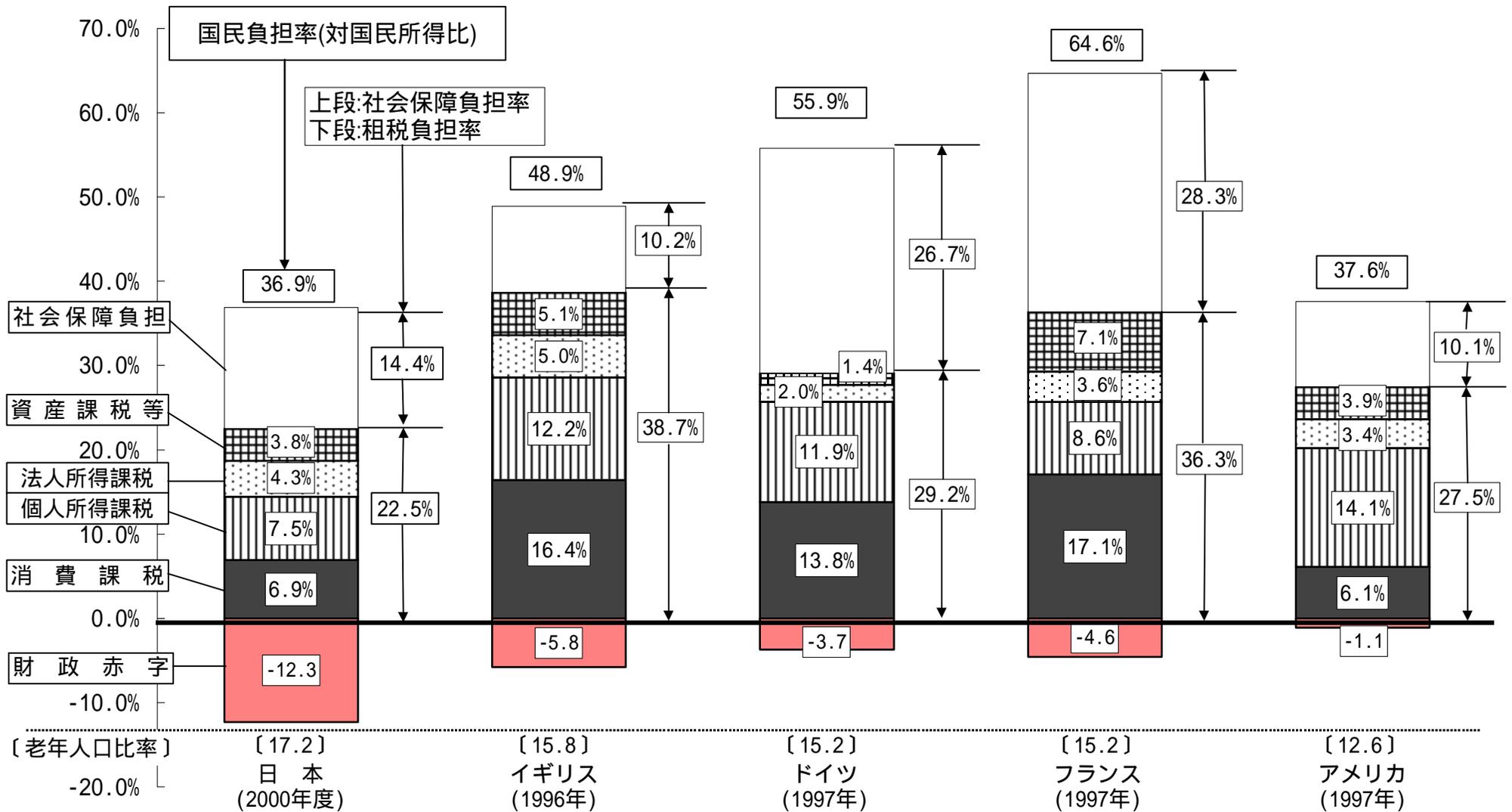
1. 特定財源等の概要（国税）	18
2. OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（1999年第1四半期）	19
3. 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年 = 100）	20
4. 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）	21

消費課税の概要（国税）

税目等	課税対象	平成12年度	構成比
		予算額	
国税収入計	—————	506,620	100.0
消費課税計	—————	180,495	35.6
消費税	資産の譲渡等	98,560	19.5
個別間接税計	—————	81,935	16.2
酒税	酒類	18,600	3.7
たばこ税等	製造たばこ	11,716	2.3
揮発油税等	自動車燃料等（揮発油等）	30,979	6.1
自動車重量税	検査自動車等	11,093	2.2
航空機燃料税	航空機燃料	1,028	0.2
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	3,699	0.7
石油税	原油等	4,820	1.0

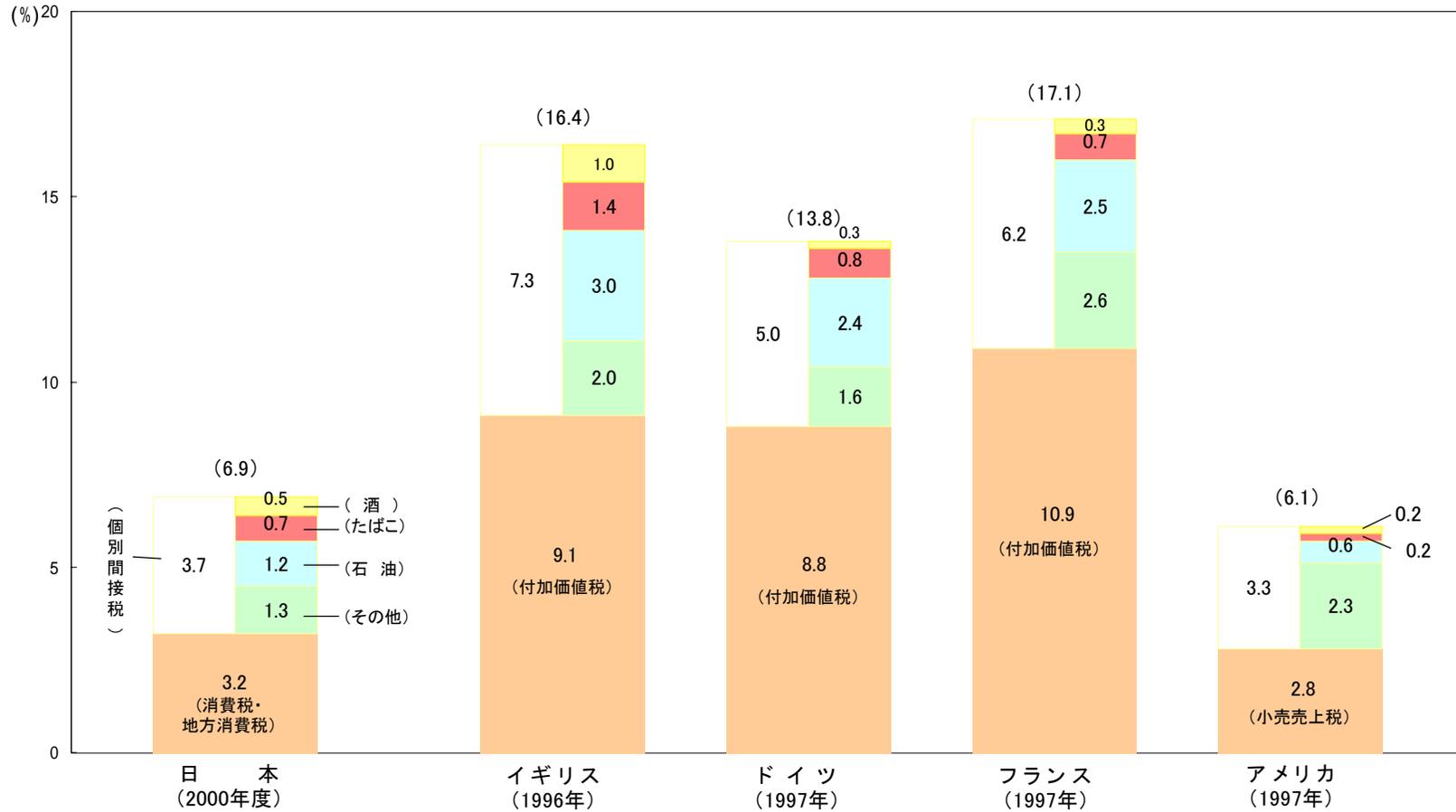
- （備考）
1. 上記の予算額には、一般会計分（486,590億円）の他、特別会計分を含む。
 2. 上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、これら（税込 8,025億円）を加えた場合の国税収入に占める消費課税の割合は37.2%となる。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は12年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.3%)の内訳は国税2.6%、地方税1.7%
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 5. 老年人口比率は、日本については2000年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年の数値(国連推計による)である。

国民所得に占める消費課税(国税・地方税)の割合



(参考)国内総生産に占める消費課税・付加価値税(消費税)の割合(%)

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
消費課税	5.3	12.6	10.4	12.7	5.0
付加価値税等	2.5	7.0	6.7	8.1	2.3

(備考)日本は平成12年度予算ベース。日本以外はOECD「REVENUE STATISTICS 1965-1998」及び各国資料により作成。

(要約) - 抄 -

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

1. 消費課税の意義

消費課税には、あらゆる世代に広く公平に負担を求められることができるとともに、ライフサイクルの一時期に負担が大きく偏らないという特徴があり、急速に少子・高齢化が進展している中で、その役割は、引き続き重要です。

消費課税は、水平的公平の確保に資するものと言うことができるほか、その税収が他の税と比べて景気変動による影響を受けにくいという特徴があります。

消費課税については、その負担が所得に対して逆進的であるという指摘がありますが、負担が所得に対して逆進的かどうかということは、個人所得課税、相続税などを含めた税制全体、ひいては、社会保障制度を含めた税財政全体を見て議論し、判断すべき問題です。

消費税の創設から現在に至る税制改革の流れの中においては、所得課税を税制の中心に据えつつも、消費課税のウェイトを高めるための努力が行われてきました。現在、消費課税は税体系の中で重要な役割を果たしています。

2. 消費課税の現状(略)

3. 消費課税の課題

更に少子・高齢化が進展する 21 世紀を展望すると、勤労世代に偏らず、より多くの人々が社会を支えていくことが必要であり、消費課税の役割はますます重要なものになっていくと考えられます。

その際、消費税の中小事業者に対する特例措置、仕入税額控除方式などのあり方について、制度の公平性、透明性及び信頼性の観点から、事業者の実務の実態なども踏まえながら、検討を行っていかねばなりません。

4. 消費税

(課税対象)

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めることができ、消費選択などの経済活動に対して中立的であるという優れた特長を有しています。

今後とも、このような消費税の特長を維持することが必要であり、非課税範囲の拡大を行うことは適当でないと考えます。

(税率)

消費税(付加価値税)の税率は、それぞれの国における租税負担や税体系全体のあり方についての議論などを背景として設定されているものであり、単純な比較を行うことは適当ではありませんが、国・地方合わせて5%というわが国の税率水準は、先進諸国の中で最も低い水準にあります。

消費税率を含めた今後のわが国の税制のあり方については、少子・高齢化がますます進展する中で、公的サービスの費用負担を将来世代に先送りするのではなく、現在の世代が広く公平に分かち合っていく必要があることを考慮しながら、国民的な議論によって検討されるべき課題であると考えます。

軽減税率を設けるべきか否かという問題は、その時点における消費税率の水準の下で、税財政全体を通じて見てもなお、何らかの政策的配慮が必要かどうかという観点から検討し、その上で、政策的配慮の必要性と制度の中立性・簡索性との間の比較考量により判断すべき問題ですが、極力、単一税率の長所が維持されることが望ましいと考えます。

(中小事業者に対する特例措置)

今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、中小事業者に対する特例措置のあり方について、制度の公平性及び透明性と簡索性との間でどのように均衡を図るかという観点から、必要に応じ、見直しを検討することが適当です。

事業者免税点制度については、相対的に規模が大きな免税事業者に対しては、課税事業者としての対応を求める方向で検討を行うことが重要と考えます。他方、免税事業者の事務処理能力は依然として低いことから、免税点の見直しについては慎重に議論する必要があるという意見がありました。

事業者免税点制度のあり方については、事業者の事務処理能力の実態を踏まえ、引き続き検討していくことが適当です。

簡易課税制度については、事業者の実務の実態も踏まえながら、制度の公平性、透明性を高める観点から、適用上限の引下げなど、制度の縮小の方向で検討を行う必要があります。

(仕入税額控除)

今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、仕入税額控除方式のあり方について、税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、制度の信頼性・透明性の観点から、検討を行うことが重要です。

その際、ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式については、制度の信頼性・透明性に資する面がある一方で、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められず、免税事業者が、課税事業者となることを選択しない限り、事業者間取引から排除されかねないことについてどう考えるかという問題があります。

(消費税と価格との関係)

値札などに消費税等の額を含めた支払総額が表示されていないと、支払いの際に、所持金の不足、予期していた額を超える支払いといったことが生じ得ます。また、税込みと税抜きの価格表示が混在していると、価格の比較を行う上で不都合が生じかねません。

消費者の便宜を図る観点から、ヨーロッパ諸国の例を参考にしつつ、個々の財貨・サービスごとに、値札などにおいて消費税等の額を含めた支払総額が表示される「総額表示方式」の普及を図ることが適当と考えます。

(消費税と社会保障)

平成 11 年度及び 12 年度予算においては、消費税収のうち地方交付税分を除く国分を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを予算総則に明記する「消費税の福祉目的化」が行われました。仮に、今後とも、消費税収(国分)の用途を福祉目的に特定していく場合、それ以外の歳出の規模と消費税以外の税収とをどのようにバランスさせていくのか、ということが大きな課題となります。

消費税を「福祉目的税化」し、その用途を制度的に福祉目的に特定すべきとの議論については、消費税は、今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税であることなどから、慎重に検討すべきとの意見が多数ありました。

他方、将来、社会保障給付の増大への対応が重要な課題であり、消費税の充実が不可避であるとすれば、福祉目的税化も検討に値するとの意見がありました。

この問題は、税制、財政及び社会保障のあり方に深く関わる問題であり、今後、財政構造改革や社会保障制度のあり方などについての検討を踏まえつつ、国民的な議論が行われるべきものと考えます。

基礎年金等の社会保障を「税方式化」し、すべて消費税で賄うべきとの主張については、給付の性格を含めた社会保障制度の基本的な設計に関わる問題であることから、幅広い観点から国民的な議論が行われる必要があります。

消費税の中小特例制度の改正の推移

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行
免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用
簡易課税制度 適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2000年1月現在)

国名	フランス	ドイツ	イギリス
仕入税額控除	インボイス(要保存)記載の税額により控除	インボイス(要保存)記載の税額により控除	インボイス(要保存)記載の税額により控除
発行資格・義務	事業者 免税事業者は税額記載不可。	事業者 免税事業者は税額記載不可。	登録納税義務者(登録番号が付与される。) 非登録事業者(免税事業者)は発行不可。
記載事項	年月日 供給者の住所・氏名 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 税額、適用税率 等	年月日 供給者の住所・氏名 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 税額 等	年月日 供給者の住所・氏名・登録番号 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率及び税額 等
免税事業者からの仕入れ	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可。 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。)	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合には、税額控除可。 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。)	インボイスがないため、仕入税額控除ができない。 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可。 (当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。)

主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況

(2000年1月現在)

1. 付加価値税を実施しているフランス、ドイツ、イギリスにおける価格表示の方法はいずれの国でも、最終消費者に対してはほとんどが「税込み」価格表示、一方、事業者間取引では「税抜き」価格表示が通例。
2. 価格表示の方法については、付加価値税法を含め「税法」上の規制はない。また、税務当局においても価格表示の方法に関する指導等を行っていない。
3. ただ、「消費者保護の観点から行われる価格表示に関する規制」の中に、消費者が購入決定後に表示価格を超える負担を求められることのないよう、消費者に対する価格表示は付加価値税込みとしなければならない旨の定めがある(下掲)。なおEC指令においても、消費者保護の見地から、小売価格の表示は税込みの最終価格とするよう、メンバー国に求めている(注)。
この場合、価格に含まれる税額相当分を併せて示すことも可能である。

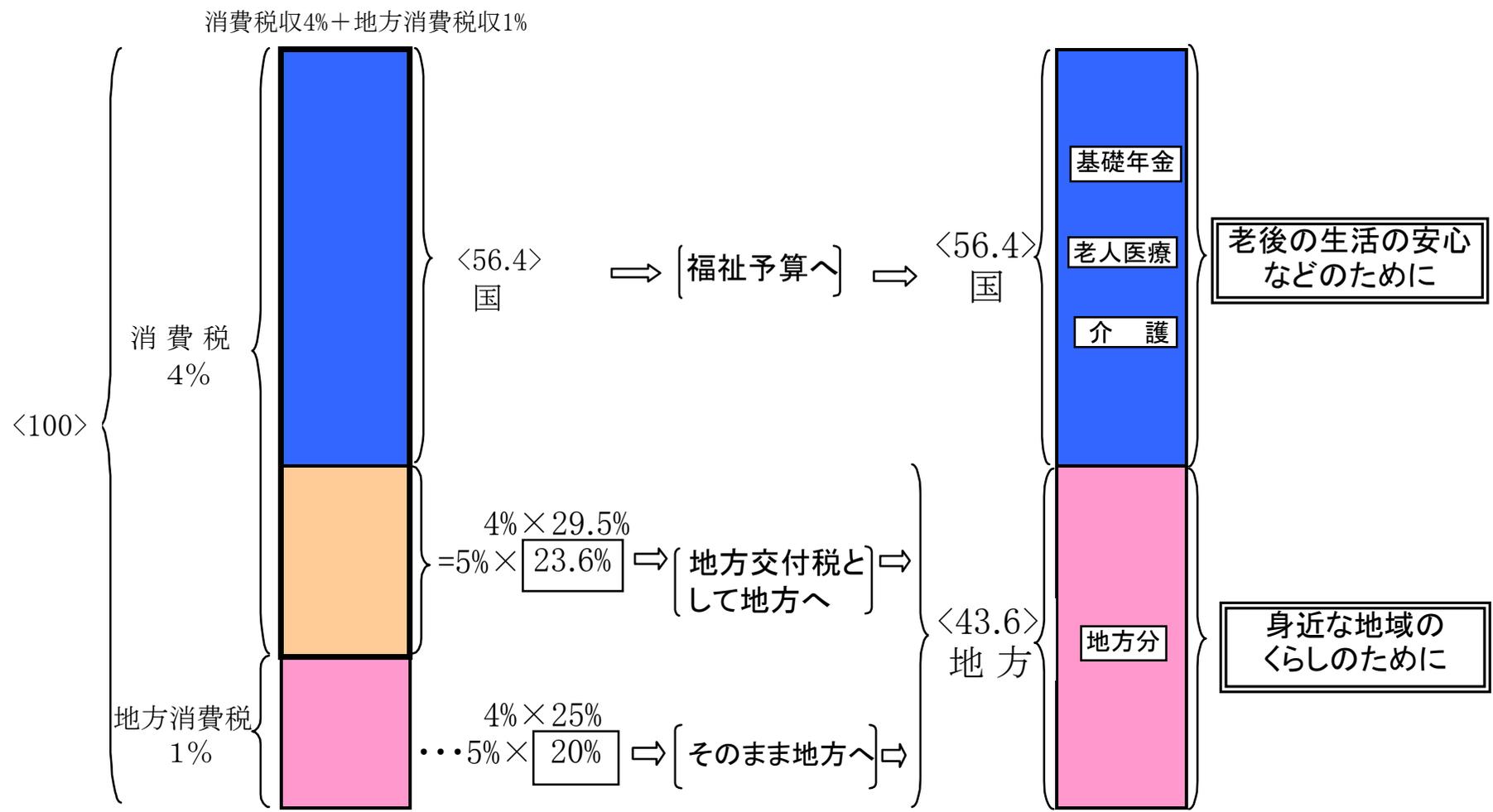
	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
価格表示に関する規制	価格についての消費者の情報に関する経済省令 (経済財政産業省所管)	価格提示規則 (経済省所管)	価格表示指導要綱 (貿易産業省所管)
(根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府に経済分野の諸措置を講じることを授權する法 ・ 価格及び競争の自由に関するオルドナンス (委任立法権限に基づく緊急政令) 	価格提示法	消費者保護法

(注) 「消費者向け商品価格表示に関する消費者保護についての指令」

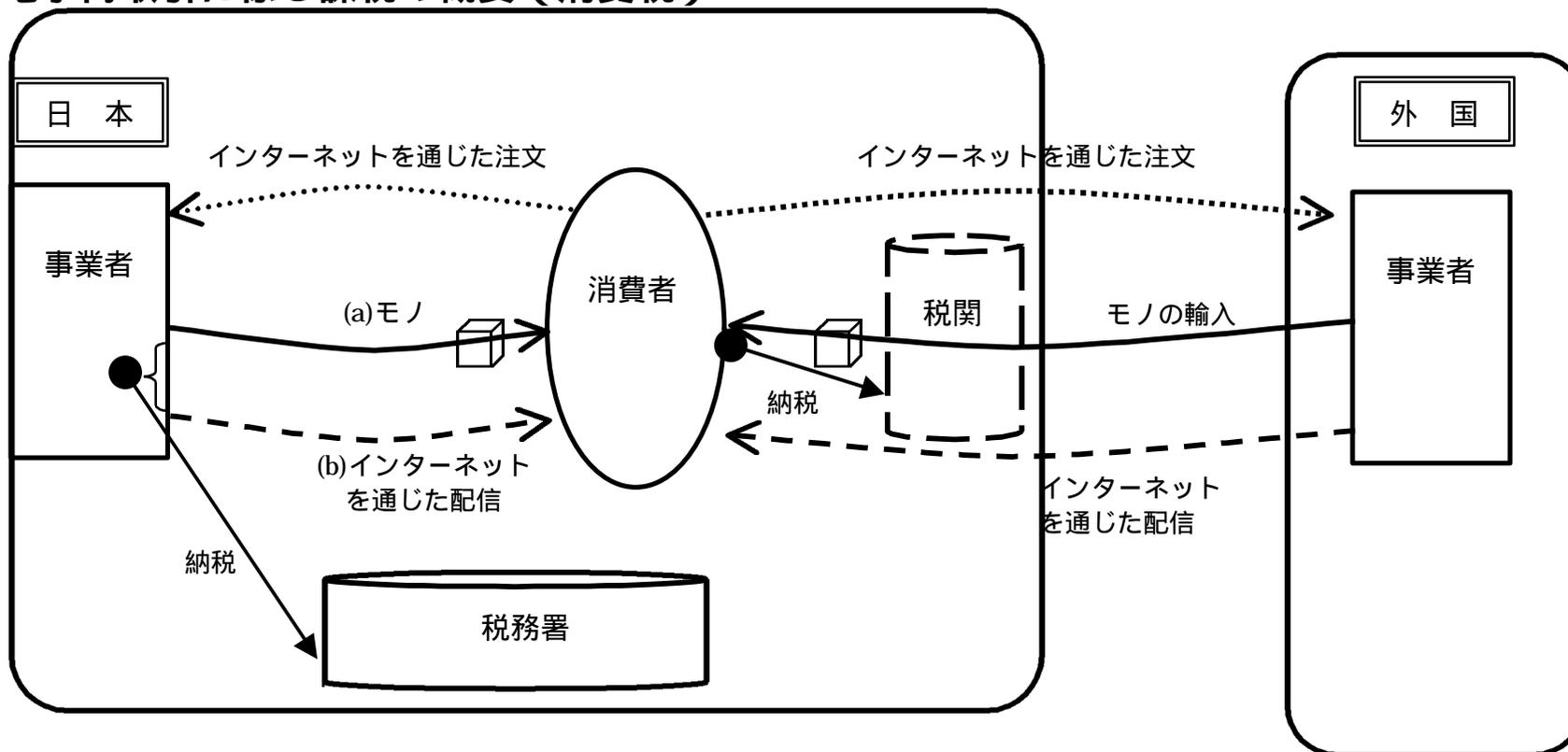
○ 「総額表示方式」の諸類型

- 10,290 円（本体価格 9,800 円、消費税等 490 円）
- 10,290 円（うち消費税等 490 円）
- 10,290 円（本体価格 9,800 円）
- 10,290 円（税込）
- 10,290 円
- 9,800 円（税込 10,290 円）

消費税の使途



電子商取引に係る課税の概要（消費税）



国内取引の場合 : モノの場合でもインターネットを通じた配信であっても（例：音楽や映像）事業者が消費税を納税する。（a）・（b）

国境を越えた取引の場合：モノの場合、引取者が通関の時に消費税を納税する。（ ）
インターネットを通じてクロスボーダーに音楽や情報が提供される場合の課税のあり方について、OECDで議論されている。（ ）